

奄美市告示第49号

奄美市飼い猫マイクロチップ装着支援事業対象認定実施要綱を次のように定めた。

平成29年3月31日

奄美市長 朝山 毅

奄美市飼い猫マイクロチップ装着支援事業対象認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成23年奄美市条例第16号。以下「条例」という。）第5条第4項の規定するマイクロチップの埋め込み処置の支援のため委託する奄美市飼い猫マイクロチップ装着支援事業の対象となる飼い猫の認定を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる飼い猫の要件)

第2条 対象となる飼い猫は、次の各号のいずれにも該当するねこととする。

(1) 当該ねこの飼い主が次のいずれにも該当する者

ア 市内に居住している者

イ 市税その他の本市に納付すべき債務を滞納していない者

(2) 条例に基づき飼い猫登録されていること。

(認定の申請)

第3条 この事業の対象として認定を受けようとする飼い主（以下「申請者」という。）は、奄美市飼い猫マイクロチップ装着支援事業対象認定申請書（別

記第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(ねこの認定の通知)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、奄美市飼い猫マイクロチップ装着支援事業対象認定通知書(別記第2号様式。以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(マイクロチップの装着)

第6条 第4条の規定により認定を受けた者は、マイクロチップの装着を行う際は通知書を別に定める動物病院に提示しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。